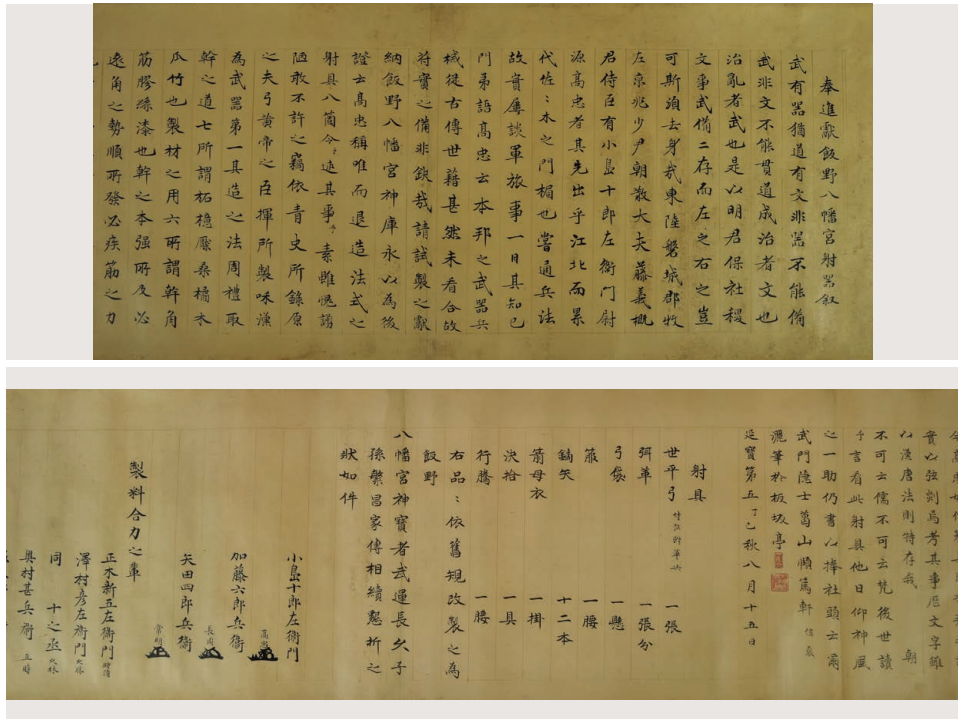




飯野八幡宮射具記

一卷

指定 平成十六年四月二十八日

所在地 いわき市平字八幡小路

所有者 飯野八幡宮

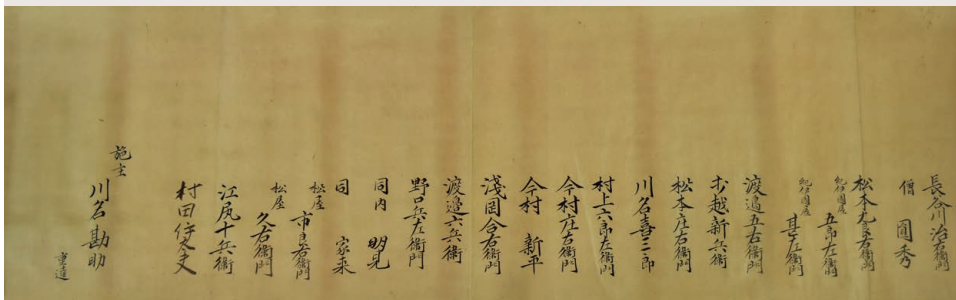
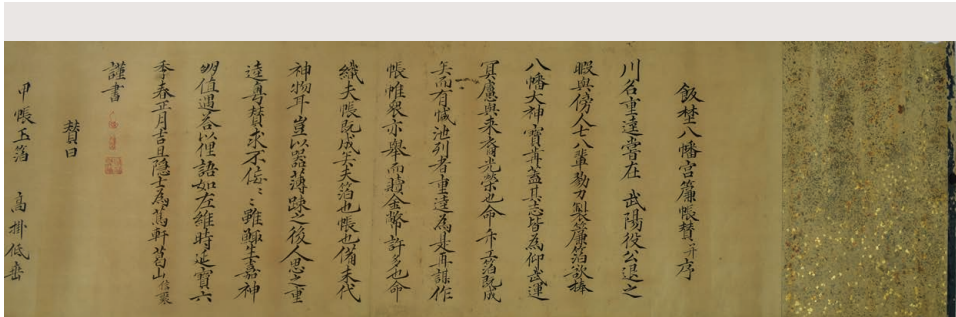
江戸時代・延宝五年(一六七七)

飯野八幡宮射具記は、延宝五年(一六七七)に飯野八幡宮の例祭に合わせ、磐城平藩・内藤義概の家臣である小島十郎左衛門が兵法の故実にてつた射具(弓術の用具)八種を作成し奉納するにあたり、その次第を内藤家の儒臣・葛山頤篤軒為篤に記述させ、共に八幡宮へ納めたものである。

卷子装であり、表紙は牡丹唐草の金欄、紫の緒が付き、題簽は無い。見返しは金無地、軸題は金銅装、軸端は魚々子地に蓮華文が刻されるといった丁寧な装丁となっている。そして、天地に金泥で界線を引いた鳥の子紙の本紙には、謹直な筆致で中国の古典や日本の古伝を引きつつ、射具奉納の趣意を漢文調で表し、それに続いて小島を始めとして発起人、資金の協力者いづれも上級家臣と思われる(合わせて七十九名の姓名が実名付きで連記されており、この奉納の厳肅さを示すように格調の高い一巻となっている)。

筆者の葛山為篤は、生没年等不明な点も多いが武田家の遺臣と考えられ、内藤忠興、義概に仕えて磐城地方初の地誌『磐城風土記』や歌集『続類題和歌集』『左京大夫義泰家集』を編纂するなど、文雅の才を大いに現した。本巻は、その為篤の書跡であるのみならず、磐城平藩・内藤家時代の文化の豊かさを示すものとして貴重なものであり、内藤家の上級家臣団を研究する上でも重要な史料である。

なお、筆者である葛山為篤は、これまで「ためあつ」と通読されてきたが、本巻の記名等により「いとく」と読まれるべきであることが判明した。



飯野八幡宮簾帳 贊并序

一卷

指定 平成十六年四月二十八日

所在地 いわき市平字八幡小路

所有者 飯野八幡宮

江戸時代・延宝六年(一六七八)

縦 三二・六cm、横 四七九・九cm

これは、磐城平藩内藤家臣の川名勘助が葛山為篤に書き記させた巻物である。

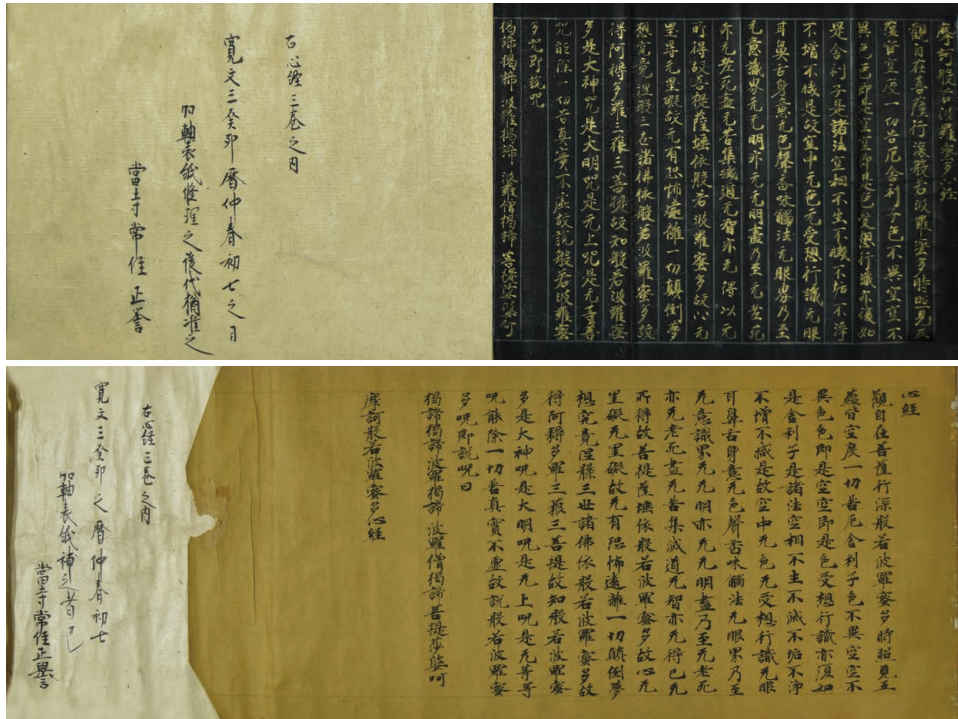
川名は江戸詰を終えて役を退いたのを機に、朋輩数名と語らい飯野八幡宮に奉納する簾箔を調製した。その後、この呼びかけに漏れた者たちの強い要望で、さらに帳帷の調製を計画し奉納した。川名は、この次第の記述を葛山為篤に依頼し、葛山はその意を「賛并序」として延宝六年(一六七八)正月に書き記すとともに、奉納に携わった七〇名以上の家臣および藩に関わる者たちの名前をも記した。

この「賛并序」によつて、藩主や上級家臣が単独あるいは少人数で行なう奉納とは異なる、七〇名以上の中級家臣らが衆力をもつてした奉納の様子がわかる。また、延宝二年(一六七四)に飯野八幡宮は藩も大きく関わって大改修を行なっているが、それに続いた家臣らの奉納の一環を知ることができる。

なお、簾箔とはすだれのことで、帳帷とはものを遮って見えなくする布のことである。

筆者名は資料中に「為篤軒葛山信聚」と記されている。磐城平藩の儒学者で、寛文十年(一六七〇)、藩主内藤忠興の時代に『磐城風土記』を編纂した人物である。

磐城平藩の中級家臣および藩に関わる者たちの名前が列記されていることも、ほかに類品を見ることがなく、内藤家時代の藩政資料としても貴重なものである。



摩訶般若波羅蜜多心經(般若心經)

三卷

指定 平成十七年四月二十七日

所在地 いわき市四倉町葉王寺字塙

所有者 葉王寺

中世

中世から近世にかけての葉王寺は、関東から東北にまたがる地域において、真言宗新義派の談義所として隆盛をみた寺院であった。京都の事相本寺である醍醐寺の僧侶たちが、中世から近世初期にかけて度々訪れており、葉王寺を拠点として各地へ布教していたため、葉王寺には京都から請来した教典が多く伝えられたのである。そのような歴史的な流れを経て、この摩訶般若波羅蜜多心經(般若心經)三巻が葉王寺に存在しているものと思われる。これらは漆塗りの木箱に収められ、保存の状態は一部に破損があるものの、比較的良好であると言える。

軸装された一巻は、藍で染めた紺紙に銀泥で罫線(界)を引き、厚い金字で鮮やかに経文が書写されている。もう一巻の軸装された般若心經は、黄檗染の黄紙に墨で罫線を引き、墨で丁寧な経文が写されている。軸木のない一巻も、同様に黄檗染の黄紙に墨で罫線を引き、文字は墨で端正に書写され、経文の末尾には功德が付されている。これら三巻の般若心經は、中世に写されたものと考えられている。

天文九年(一五四〇)六月十七日に後奈良天皇が全国の悪疫流行終息を祈念するため醍醐寺の三玉院義堯に祈禱せしめた。その際に、天皇は般若心經を自ら写して諸国一宮に奉納し、そのうちの一巻が醍醐寺の僧侶によって葉王寺に贈られており、それがこの紺紙金泥經である可能性が指摘されている。

軸装された巻の軸付紙には、葉王寺住僧であった正譽が寛文三年(一六六三)二月七日に般若心經の軸装を直したことが記されている。



正言本古写経手鑑

一巻

指定 平成十七年四月二十七日

所在地 いわき市四倉町薬王寺字瑞

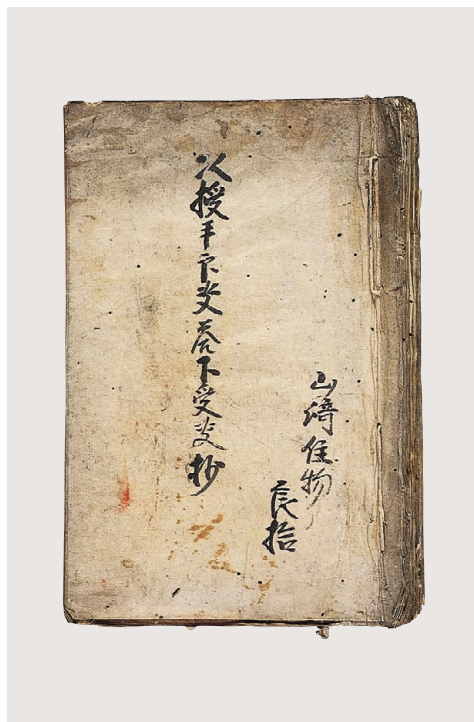
所有者 薬王寺

寛文三年(一六六三)

手鑑とは、筆跡鑑定のため経巻や歌集、手紙などを巻子本や冊子本から一部を切り取って蒐集して厚手の台紙である帖に貼ったもので、一定の方針のもとに編纂されたものをいう。おそくとも室町時代の末から作られ、豊臣政権の頃より盛んとなり、江戸時代に入るとますます多く作られるようになった。

この手鑑は、薬王寺十六世の堅雄(字は正言が寛文三年(一六六三)に古筆を集め一巻にまとめ、軸装にしたことが奥書から確認できる。聖武天皇、光明皇后と続く通常の手鑑の編纂と異なり、本手鑑は真言宗の宗祖弘法大師を初めに、次に光明皇后、藤原魚名とし、薬王寺の事相本山に当たる醍醐寺の開山聖宝と続いている。さらに薬王寺が属する新義真言宗の祖覚鑑の筆跡も見受けられる他に、平安時代の真言宗の観賢や、鎌倉時代の華嚴宗の明恵などの高僧の筆跡もみられる。以上のような真言宗の僧の古筆を主とした他に、江戸や京都より遠く離れた磐城の薬王寺の僧自身によって作られたことが特徴として挙げられる。このような事例は県内では他に見られないと思われる。

この手鑑が作られ、伝えられた薬王寺は中世から近世にかけて、新義真言宗の関東から東方に跨る地域での談議所として栄えた寺院であり、京都の醍醐寺からも度々僧侶が訪れ、同寺を中心に各地に布教している。これらの事から同寺には京都からの經典類が伝来し、そうした影響のもと手鑑が作成されたと思われる。



如来寺蔵典籍

一四一冊

指定 平成七年四月二十八日

所在地 いわき市平山崎字矢ノ目

所有者 如来寺

如来寺は浄土宗名越派三代・良山上人妙観(二九二―一三六二)によって、鎌倉末期ないし南北朝初頭に開山された。浄土宗名越派とは、浄土宗の開祖・法然上人の孫弟子にあたる良忠上人の門弟・良弁上人尊観が開いた一派で、一念業成を基本とし、さらに尊観の門人良慶上人明心が、三心具不生を付け加えて教義とする派である。良山の警城布教により東北・北関東に広まり、北はアイヌ民族、南は琉球王国へと幅広く教線が伸びていった。寺院数は五百ヶ寺を越え、如来寺はその派の原点の寺院であった。

如来寺において良山は、名越派の基本教義に基づく多くの著作をなした。『浄土初学抄題額集』・『開題考文抄』・『果分述伝集』・『果分考文抄助証』・『初心示大端』・『四部口筆』・『選擇口筆』・『開題考文抄口筆』・『阿弥陀仏十抄成仏事』・『明中抄』・『師恩報謝論議事』・『弥陀授記事』などが主な著作である。こうした著作のほか、宗祖・法然や良忠・良弁などの先師の著作を加えて『月形函』に秘蔵されてきたのが如来寺典籍の基本である。残念なことに著者の自筆本ではなく、すべて室町時代初頭から江戸時代初期に至る三百年間の写本である。

しかし、写本といっても内容はもちろんのこと、重要なのはその奥書である。例えば『開題考文抄』の場合「干時応永五年戊寅(一三九八)七月十九日小橋葉村折木談所之書、筆者通慶寛天の生年卅五才」とあり折木の地名が見える。他に、文明十年(一四七八)より数年間に渡り多数の書を写本した良寿、如来寺の良懿・良璋、専称寺の良拾、圓通寺の良順、沖繩へ渡った良定上人の自筆本もかなり多く、県内では他に見られない中世期の写本群である。



延壽護法錄

上・下二卷

指定 平成七年四月二十八日

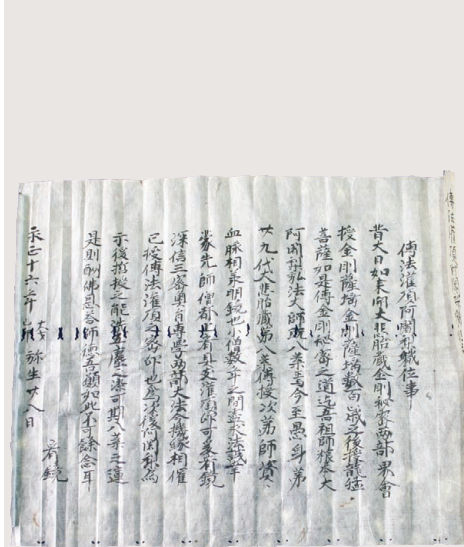
所在地 いわき市四倉町薬王寺字塙

所有者 薬王寺

延壽護法録とは、延壽山教王院薬王寺と称する寺の中興以来の住持達が真言密教の教えをまもり、いかにして広く伝えていったかを記した歴史書である。したがって、題名そのものも山号の延壽山の延壽であり、護法とは法を守ることである。その法とは仕方・方法であり、薬王寺(延壽山)の真言密教の教えの仕方・方法を正しく守り伝えたかを書き留めるという意味である。

本書は後叙によつて薬王寺二十二世圓胤(？一七四)によつて享保十四年(一七二九)に稿が完成したことが知られる。内容はまず筆者の自序で始まり、巻上に薬王寺来由記第一として徳一和尚が仁寿の初(八五一)八五四に八基山に薬師如来を刻したことに始まる由来を記している。中興列祖伝を第二として、第一世・鏡祐法印伝から第十世・実宥僧正伝を記し、巻下に中興列祖伝第二之餘として第十一世・祐宣僧正伝より第二十一世・廣眼法印までが記載されている。

延壽護法録の記載によつて、これまで知られなかった東国における新義真言宗の布教の実態がわかる。中興第一世・鏡祐は下総国(千葉県八日市場市)の見徳寺の鏡照に学び、師の命により陸奥国への布教に旅立ち、ついに岩城隆忠の帰依をうけ薬王寺を再建する。さらに、同寺を足場に歴代の住持が新義真言宗本山根来寺、醍醐寺また高野山と、各流・各方の事相、教えの基本たる教相を学んだことが明らかに記されている。ここで重要なのは歴代の住持の研鑽ぶりが、師から弟子に与えた秘法の伝授を証する印信をもとに証書を記されていることである。



寶聚院典籍及び印信状

一、七〇六点

指定 平成二十一年四月二十七日

所在地 いわき市小川町西小川字上谷地

所有者 寶聚院

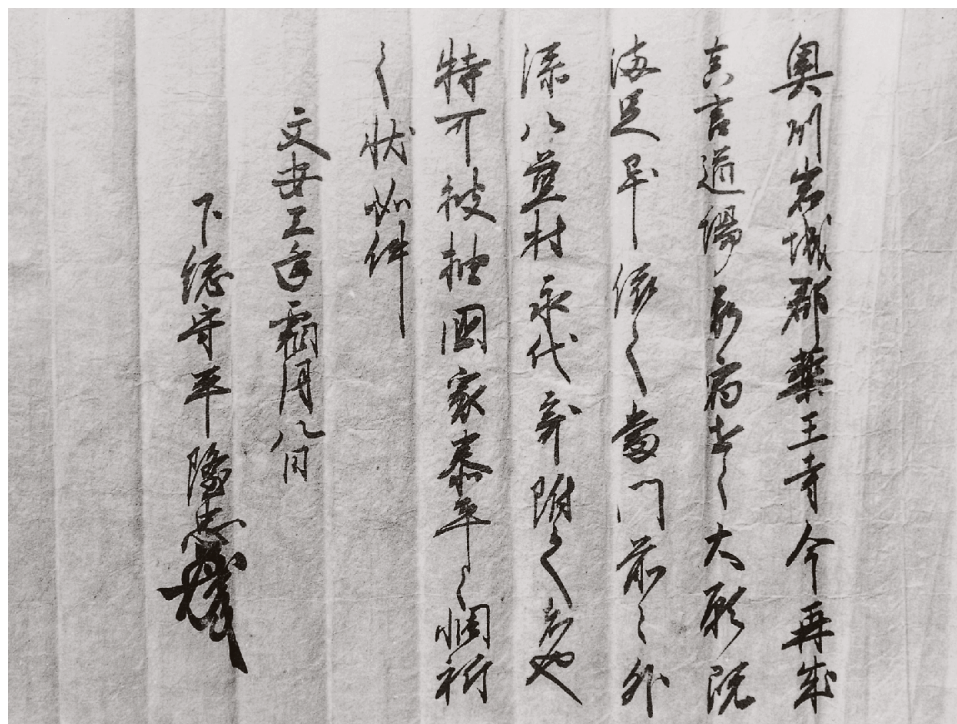
現在、市内の寺院において最も多数を占めるのが真言宗智山派であり、室町、戦国時代以降、岩城家の支持を受けた薬王寺を始めとして、この寶聚院や恵日寺、円通寺、宝徳院を中心として発展した。

寶聚院は、その開山が平安時代末期とも、鎌倉時代とも伝えられ不明であるが、永正元年(一五〇四)からは古記録によってその存在が確認できる。薬王寺と同様、真言僧たちの修行、学問の場である壇林寺院として戦国時代から発展、江戸時代には棚倉分領の祈禱寺院としての役割を果たすなど、大きな勢力を持つようになった。このため、当寺には室町時代末期からの写本を含めた教義の研究、修行のための経典や典籍類、古文書類など合わせて一、七〇〇点余りが伝存している。

この中には、師が秘法を伝授した証しとして弟子に与えた「印信」と呼ばれる文書が含まれている。永正十六年(一五一九)の宥鏡や次代・宥性の分など、戦国時代の印信類がまとまって伝存されていることは、他に例を見ない。

また、典籍類においては、写本の奥書などからその典籍がどのような来歴を経て当寺にもたらされたかを知ることができ、薬王寺に多数存在したであろう典籍類はもとより、本山にあたる根来寺や智積院で写されたものが含まれている。

薬王寺は兵火等により伝来の蔵書類の殆どを失っており、寶聚院の典籍及び印信類は磐城地方のみならず、関東地方の真言僧がどのような事相・教相を学んだかを知る貴重な資料であり、当地の文化の豊かさを示すものである。



薬王寺文書

十五通

指定 昭和六十二年三月三十一日

所在地 いわき市四倉町薬王寺字塙

所有者 薬王寺

この文書群は薬王寺に伝来する文書で、室町時代末期から江戸時代初頭に至る数十通のうち、岩城氏の寄進状、禁制状、僧正口宣案、新義真言宗法度及び掟書などの十五通である。

薬王寺は鎌倉時代の永仁三年(二九五)、僧禅弁が「宝寿抄」という真言宗の仏典を口述したことが金沢文庫に残されており、学問所として繁栄していたことがわかる。室町前期に一時衰退したが、文安三年(一四四六)岩城隆忠が祈願所として再興し、僧鏡祐を迎えて事実上開山された。以降歴代住持は、京の醍醐寺、高野山、根来寺などで事相と教相を学んだ後、薬王寺へ戻って僧正位を得た僧が相次ぎ、新義真言宗の東国唯一の壇所として多くの門弟を輩出し、当地方の真言宗の基礎を築いた。薬王寺文書の中で最も古い岩城隆忠寄進状(文安三年)は、隆忠が八茎村を薬王寺に寄進して「我宿世之大願既満足」と磐城地方の統一を完了して、名実共に覇者となったことを宣言した有名な文書である。これにより、中世岩城氏の台頭を確認できる最も確実な史料となっている。

その他の文書は、一五六〇年から二〇年間の戦国時代のもの、一六〇〇年から四〇年間に及ぶ江戸初期の二つのグループに分けられる。前者には、岩城親隆寄進状(永禄十年)、源氏女(親隆夫人)寄進状(天正四年)、禁制状(天正六年)及び僧正口宣案(天正八年・永禄五年)があり、後者には、徳川幕府の仏教政策を知る上で貴重な史料となる関東新義真言宗諸法度写(慶長十八年)、新義真言宗掟書(寛永九年)、修験道法度写(慶長十八年)及び恵日寺薬王寺公事覚(寛永十九年)などがある。



真木家文書

四一四点

指定 平成二十五年四月二十四日

所在地 いわき市平字六間門

所有者 個人

江戸時代後期

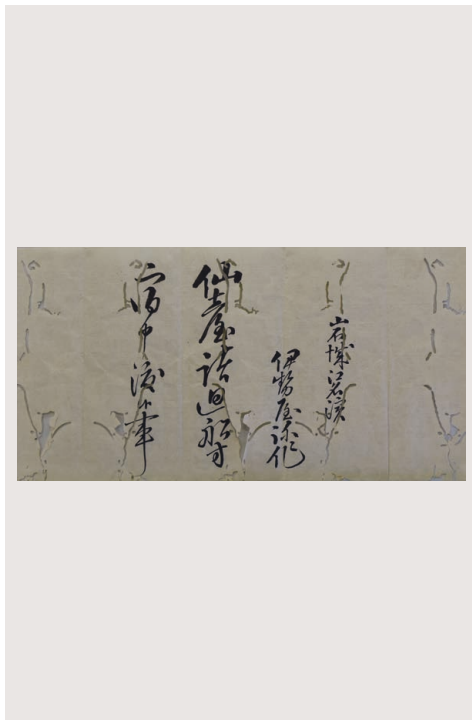
江戸時代の磐城平藩主・安藤家に仕えた武士真木家に伝わった一括の文書群で、総点数は四一四点である。

その時代範囲は、上限が江戸時代前期の明暦二年(一六五六)から、下限は近代後期の大正十二年(一九二三)までで、約二七〇年間にわたっている。

この文書群の資料的な価値は、慶応四年(一八六八)の戊辰戦争時における平藩の戦闘状況を詳しく把握できることに加えて、平藩と明治政府側である総督府との間でなされた政治折衝の一端を知ることができる。総じて、いわきにおける戊辰戦争を理解する上で重要な文書群であると評価し得る。

達書・任命状・辞令書なども数多く残されており、幕末から明治期にかけての真木徳之助(光、一八二八―一八九三)の事績を詳細に追うことができる。また、藩校の施政堂・佑賢堂の蔵書印のある典籍も多く含まれており、藩校研究に資するところが大きいといえよう。さらには、徳之助が私塾を開いた時期の資料もあり、教育史の資料としても貴重なものである。

徳之助は水竹・栖筠と号し、磐城平藩の儒者であった神林復所(二七五―一八八〇)の教えをうけ、施政堂の助教・助教頭取となり、嘉永三年(一八五〇)には江戸に出て経史・医学・軍学などを修めた。文久二年(一八六二)には御徒目付・兵学師範などに任ぜられ、戊辰戦争期には平藩の軍事掛・周旋掛を務めた。明治二年(一八六九)には平藩文学大助教・文学・兵学教授に、翌明治三年には平藩の学監を歴任し、晩年には自宅で私塾を開いて子弟に修身齊家の道を教授した。



伊勢屋所蔵文書

三三五点

指定 平成二十六年五月一日

所在地 いわき市江名字南町

所有者 個人

この文書は、江名の近藤家に伝来する江戸時代から近代に渡る文書群である。同家は江戸時代、江名の名主を務めていた。江戸時代の江名は、初め磐城平藩領、寛文十年(一六七〇)からは湯長谷藩領となる。村高は五百十五石。海運と漁業で栄え、漁業はカツオ漁が盛んであり、獲れたカツオは鮮魚のほか塩鰹や鰹節に加工され、加工品の多くは江戸に出荷されていた。そのため、江名は江戸の小舟町にある鰹節問屋と経済的な繋がりがあつた。海運でも湯長谷藩の年貢米の積出港として栄えたため、湊の管理のため同藩の浜役所が置かれていた。

伊勢屋文書の内訳は、近世の文書は、名主の職務、浜方に関するもの、海運関係、湯長谷藩申渡しといった公的な性格を持つ文書群と、酒造に関する文書、鰹節取引といった私的な性格を持つ文書群がある。さらに江名以外の地域との文化的、経済的な関係を示す文書や手紙、湯長谷藩より引き継いだ典籍類など多岐にわたる。近代に入ると公的な性格を持つ文書より、私的な性格の文書が多くなる。

これらの文書のなかでも浜方に関する文書には、漁船、乗組員に関する取決め、漁獲物の配分、魚を扱う五十集商との対応、藩の年貢米の積出し、船積み品に関わる問屋文書など、江名村という海村特有の地域性を帯びた文書が見受けられ、これが本文書の特徴となっている。



板石塔婆
二基

指定 昭和四十三年十二月二十七日

所在地 いわき市平下平窪字諸荷

所有者 諸荷区

南北朝時代・延文六年(一三六)

板石塔婆は、板碑ともいわれる中世の供養塔である。市内では、玉造川流域の薬王寺付近を中心に集中して分布する。自然石の上部に二条線を刻み、種子と銘文を刻む独特な型式である。また、この大小二基の板碑は、埼玉県秩父地方からのみ産出される緑泥片岩で制作されており、県内でも類例が少なく貴重である。

阿弥陀三尊を種子で表現したこの板碑は、死者の臨終に際して阿弥陀如来が、観音・勢至の二菩薩を従えて十万億土の西方浄土から雲に乗って来迎し、往生者を迎摂する情景を梵字で象徴的に表現したものである。

大きい方は、高さ七五cm、幅三二cm、厚さ二・五cm、頭部を三角に造り、二条線と額縁を刻み、蓮華坐のつく円相内に阿弥陀如来、観音菩薩、勢至菩薩の種子(梵字)を刻み、延文六年辛丑年(一三六)二月十日の銘文がある。

一方、小さい方は高さ五二cmと小さく、金剛界大日如来をあらわす種子を刻む。金剛界大日如来は仏教思想の中心で、あらゆる仏の中心であり、宇宙の存在を表わす。中世仏教文化の思想的背景を種子で表現しようとしている遺品である。



古墳時代の玉類

六六顆

指定 昭和四十三年十二月二十七日

所在地 いわき市平神古墳作字細谷

所有者 個人

古墳時代(六世紀)

明治三十九年五月八日、所有者が自宅敷地の拡張工事中に神殿古墳中の一基に属する石棺を発見し、その中から一体の人物と直刀三振とともに多くの頸飾りを得た。頸飾りはヒスイ・メノウ・水晶・碧玉、ガラスから構成される玉類で、被葬者が生前使用したものと考えられる。指定となっている玉類は、その時出土したもの以外に一、二の混入品を含むらしいが、数量は以下のとおりである。

ヒスイ・メノウ製勾玉 一九個

水晶製切子玉 一個

碧玉製管玉 一〇個

ガラス製白玉 一九個

ガラス製小玉 一七個

これらの玉類を出土した神殿古墳は、神谷作古墳群の一支群であり、埴輪男子胡坐像(国指定)を出土した神谷作一〇一号墳に近い。これらの神谷作古墳群は、海岸砂丘の浜堤残丘上に営まれた特色があり、そのため、墳丘の形状は全く明らかでない。玉類を出土したこの神殿古墳は、現在の汀線より約八〇mの位置にあり、発見当時の様子を総合すると、石棺は凝灰質砂岩の削り抜き石棺で、内部の四壁は全面に朱が塗られていたと思われる。現在、石棺は破壊され、その上にこれら石棺を土台とした氏神の小社がまつられている。

所有者宅の南西側には、これら玉類出土の石棺とは別な凝灰質砂岩製の箱式棺が露出しており、北側にも埴輪を伴う箱式棺(神谷作二〇一号墳)があった。いずれも六世紀代の古墳と思われる。



青銅製鈴杏葉 一枚

指定 平成元年三月二十五日

所在地 いわき市平字高月

所有者 個人

古墳時代(六世紀)

長さ 四cm、幅 一三cm、鈴径 四・七cm

杏葉は裝飾馬具の一種で、胸懸や尻繫などに垂下して使用される。鈴がついていることから鈴杏葉の名で呼ばれ、古墳時代の六世紀ごろ盛んに用いられた。全国的に類品はそう多くはなく、関東地方を中心に、近畿地方にかけて出土している。市内の中田横穴(国指定)からは優品が出土している。

この鈴杏葉は飯野八幡宮の宮司が明治初年ころ入手したものと伝えられ、大須賀篤軒の刊本『磐城史料』(明治四十五年)の中に「駅路鈴・飯野氏蔵」として掲載されている。しかし、市内の古墳等からの出土品かどうかは不明である。

青銅製の鑄造品で逆三角形の剣菱形の各角に一箇ずつ鈴がつく形態で、鈴の中には隆線による円圈内に珠文が鑄出されており、鈴の表面には隆線による円圈内に珠文が鑄出されており、とくに左鈴の頂点にある珠文は大きく乳首状となる。右と下の鈴にも同様の珠文が施されたらしいが、鑄型のくずれにより不明瞭である。背面には文様はない。また、剣菱体の表面の偏平な円圈内は、二条の隆線で十字に四分割され、やはり全体に珠文が配されている。交差する二条の隆線中央部の珠文は大きめである。

剣菱体の上部には、垂下するための皮帯を通す立聞(たちきこ)と言われる方形の穴が開いている。

珠文と隆線と円圈による文様構成は、この鈴杏葉の制作年代の特徴を表わし、中田横穴出土の鈴杏葉と同じ形式的な特徴から、六世紀の遺品と推定される。



古墳時代の馬鐸

三口

指定 平成十四年三月三十日

所在地 いわき市平上高久字八ツ梅

所有者 個人

古墳時代後期

古墳時代後期の葬礼などに用いられた馬を裝飾する馬具の一種である。

鞍・鐙・面繫・尻繫・胸繫のうち、胸繫に用いられ、馬の胸に三個一組で革帯などを用いて垂下され、釣鐘状を呈することから馬鐸の名で呼ばれ、六世紀頃盛んに用いられた。

三個ともに青銅の鑄造品で同じ鑄型から造られており、片面だけに裝飾紋様がある。形態は偏平中空で両側に大きく裾開きの釣鐘状を呈する。

鐸身に大きな鈕(立開)があり、方形の孔が付く。鈕の付け根に小さな孔(舞孔)があり、音を出すための舌を垂下する装置があるが、舌は付いていない。

紋様は二条の細い平行突線の十文字に、斜めに八分割した中に珠紋を充填する。ちょうど、イギリスの国旗を思わせる紋様である。珠紋の付き方に異動が観られるが、鑄型の段階で珠文の一点一点を修整したものと思われる。

極めて保存状態も良く、出土地点が埴輪男子胡坐像(国指定)の出土地点に極めて近づくことから、神谷作一〇一号墳の主体部に関わる遺物の可能性が高いものと考えられている。



平城下古地図

一 鋪

指定 昭和四十三年十二月二十七日

所在地 いわき市平字古鍛冶町

所有者 個人

江戸時代(十八世紀)
縦 三・八五m、横 四・九一m

本図には城内の建造物・石垣・内堀などは一切描かれておらず、わずかに城郭に連なる城門や櫓のみがうかがえる。侍屋敷・寺町・足軽町・職人町・商人町など城下の町割りも克明に記載され、人名も書き込まれている。道路には道幅とともに、木戸の位置も示されており、屋敷地にはそれぞれ間口・奥行の寸法が精細に記されている。

作成年代は記されていないが、図中の人名を『内藤候平藩史料』(昭和三十七年・平市教育委員会刊)に収める事項によって検証すると、次の事柄が知られる。享保十九年(一七三四)十二月七日、高月御袋様揚土屋敷御普請出来御移徙とある。これは内藤政栄(露沾)没後、藩主・政樹の母が高月屋敷から揚土の屋敷に移ったことを示しており、地図をみると、揚土の一面に御袋様御屋舗が確認できる。さらに、元文元年(一七三六)五月には、穂鷹吉兵衛は定府(江戸詰め)を命ぜられる。地図の揚土長坂に面した屋敷には、穂鷹吉兵衛の名がある。以上のことから、この地図の作成年代は享保十九年十二月以降元文元年五月以前となり、享保二十年ごろと推定することができる。

この地図は本来、磐城平城に備えられたものであったが、内藤家から井上家を経て安藤家に移管され、明治四年の廃藩のあと安藤家所有となった。最後の磐城平藩主・信勇のあと安藤家を次いだ信正の第八子信守から、所有者の家に贈られた。このことを示す明治四十年八月一日の書状が残っている。



天明飢饉の碑

一基

指定 昭和四十八年六月三十日

所在地 いわき市小川町上小川字植ノ内

所有者 常慶寺

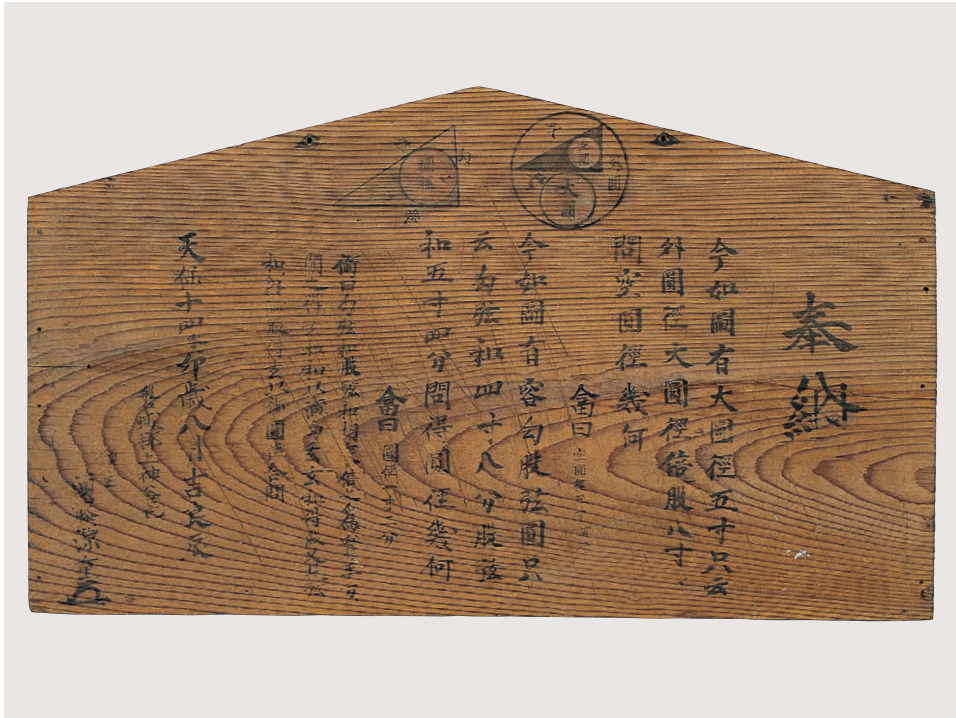
江戸時代・天明六年(一七八六)

正面幅 八三cm、横幅 五六cm

高さ 二・二五m

この碑は天明二年以降の大飢饉の際、幕領小名浜代官・蔭山外記のとった措置に対する報恩感謝のために、上小川村の草野四郎兵衛が施主となり、京都の智積院(現在、真言宗智山派の総本山)の僧に撰文を依頼し、石工は中伊那(信州)の茂八があたった。石材は桜御影石(花崗岩)である。

碑文の概要を記すと「報恩のため光明真言を誦持し、よって文を致す。これ天明癸卯(三年)の歳、天下大飢饉なり。六月、諸国に灰をふらし、積りて分より尺に至る。地動くことしばしばなり。七月浅間山崩れ、土石燃え流れ、その余殃数十里に及び、民物大半死せり。(中略)ここに於いて貧者は飢え耕さざる者先ず死す。甲辰(天明四年)春に至り、たとえ千金を用ひるも五穀のこれを求むべきものなし。富者は飢え、貧者は先ず死す。牛馬を刺し犬鶏を殺す。(中略)流民火を放ち窮兇蹙をこわす。財器はぬすまず米穀をこれ競う。あるいは家を棄て妻を捨つ。あるいは幼を負い老を携え東西に馳散し昼夜に彷徨す。餓死者の屍野に満ち倒死累々たり。群賊来りて衣を剥ぎ鳥獸集まりて屍を争う。悲しいかな生きて鬼となり死せずして獄に入る。笑語聞えずいて叫街に湧く」とその惨状を語り、つぎに「ここにわが郡吏蔭山外記あり恵にして民を愛す。この塗炭を見言なき能わず、もつて大樹(將軍)幕下に啓す。幕下欽明仁政飛走に及ぶ。すなわち命を奉じ家宰中村邦淑、堀越春芳両士を使わし悉く貢税を止め、かつ藏穀を賜い遠く舟車し、府中(江戸)にもとめこれを移さんことをこう(後略)」とその功績を讃えている。



上桶売熊倉神社算額 一面

指定 昭和五十二年五月四日

所在地 いわき市川前町上桶売字宮下

所有者 熊倉神社

江戸時代・天保十四年(一八四三)

高さ 三七cm、横幅 六〇cm

この算額は杉の一枚板で、上部は屋根形になっている。天保十四年(一八四三)に、上神谷村(平上神谷)の須藤源重によつて、上桶売の法隆権現(熊倉神社)に奉納されたものである。

奉納

今如图有大円、径五寸、只云、外円径大円径倍二、股八寸二シテ、問空円径幾何

答曰、空円径三寸有□

今如图有容勾股弦円、只云、勾弦和四寸八分、股弦和五寸四分、問得円径幾何

答曰、円径一寸二分

術二日、勾弦和股弦和相乗倍ノ為、実平方二開之得、玄和和以減勾玄玄和得、股又股弦和ノ内減股得、玄以術円径合問

天保十四癸卯歲八月吉良辰

磐城郡上神谷邑

願主

須藤源重(花押)

以上のように、この算額は「三平方の定理」を主体として、問題を提示している。

このような算額が神社・仏閣に掲げられるようになったのは、寛文年間(一六六一〜七二)のころからで、福島県内では寛政年間(一七八九〜一八〇〇)に一九面、天保年間(一八三〇〜四三)には二三面が掲げられたことが知られているが、現存しているものは極めて少ない。



越田和文書

四巻

(附) 木造役小角像

高さ 四二・五 cm

木造薬師如来立像 高さ 五〇・〇 cm

指定 昭和五十七年三月二十六日

所在地 いわき市東田町一丁目

所有者 個人

室町時代〜江戸時代

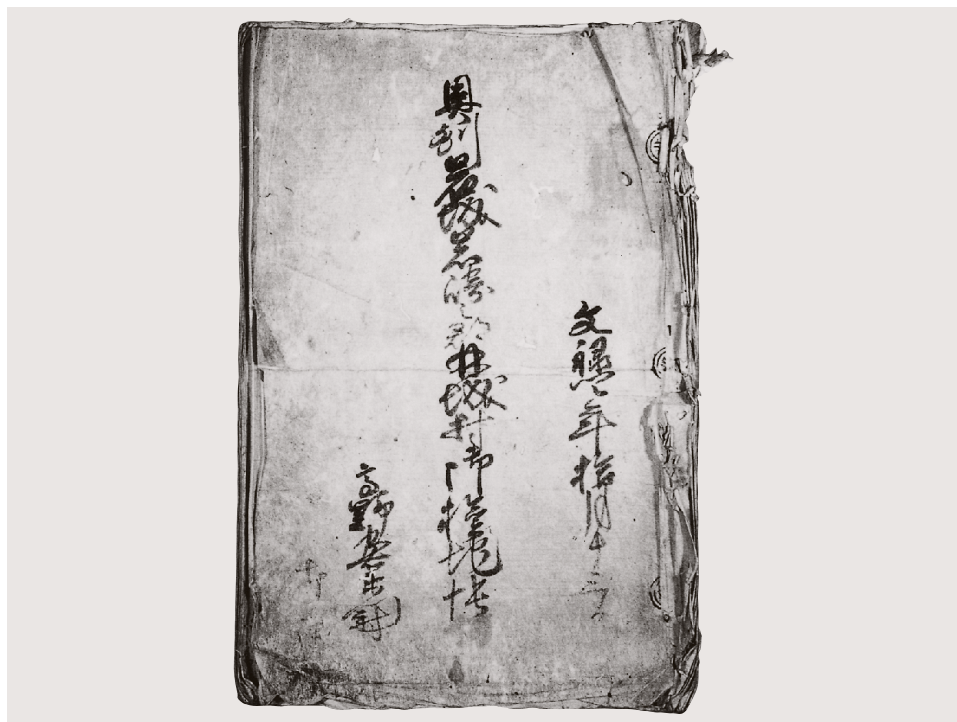
越田和文書は大宝院・越田和家に伝来する文書群で、卷子装四巻からなり、中世磐城の修験宗本山派に属する寺院の熊野参詣先達職、惣年行事職の性格と活動の実態を知る上できわめて重要な史料である。

磐城の修験宗の本山派は、上平光明寺(磐城郡)、大宝院(磐前郡)、淨月院(菊田郡)及び来泉寺(楡葉郡)であり、郡内山伏を霞として支配しながら深く民衆と結びつき、熊野参詣などの先達職として活躍していた。しかし、当山派・羽黒派などとの霞の領有権をめぐる紛争が絶えなかった。

文禄四年(一五九五)の太閤検地以降は、複雑な郡界が夏井川で区切られた結果、同派寺院との論争が拡大した。越田和文書は、その間における歴史的事情をよく物語っている。さらに、慶長七年(一六〇二)鳥居忠政の新政治体制が確立すると、霞論争は再熱し大論争となった。

聖護院書状(永禄七年)は本山派の中心寺院との係わりを示し、山城卿・民部卿奉書(天文十六・二十年)は、郡内の惣年行事と熊野の先達の証文である。若王寺・上遠野隆秀・小川刑部大輔書状は、山城上平光明寺山城守と越田和霞相論のときの中心的証拠文書で、慶長期の鳥居氏家臣との係わりを表わしている。

この文書群には上平文書(市指定)同様、長期化した霞の領有権争いを有利に進めるため、多くの偽文書が作られたという大きな特徴がある。しかし、偽文書出現には多くの歴史的背景があり、かえって貴重な歴史資料となっている。



ぶんろくよねりんじょうむちげんちよう
文禄四年林城村検地帳

一帖

(附) 元禄十五年林城村新田水帳

一帖

指定 昭和六十年三月二十九日

所在地 いわき市小名浜林城字大門

所有者 林城区

安土桃山時代・文禄四年(一五九五)

文禄検地帳 縦三六cm、横二四cm

蓋紙共二二枚

天正十年(一五八二)、豊臣秀吉は本能寺の変の後、支配地を掌握するために検地を行った。いわゆる太閤検地である。磐城地方では秀吉の奥州仕置以降になる。

林城村検地帳の表紙には、次の様に記してある。

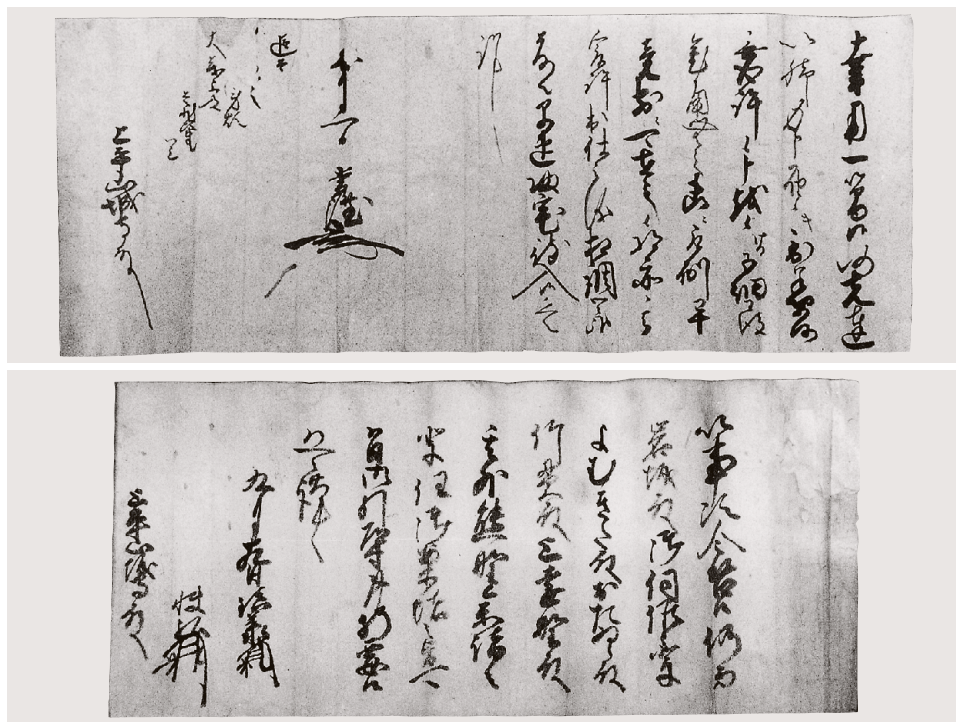
「文禄四年十月十三日

奥州岩崎之郡林城村御検地帳

高野九右衛門尉」

この記述によつて、林城村の検地は文禄四年(一五九五)十月以前に終了していたと推定され、常陸の佐竹氏家臣の高野九右衛門尉が関与して、石田三成の指揮のもとに実施されたことがわかる。この検地実施の歴史的背景には次の様な経過があった。天正十八年(一五九〇)、岩城常隆が相州星谷(神奈川県座間市)で没したことにより、岩城氏は後継者を失った。岩城氏の家督相続は、常陸の佐竹義重の三男能化丸(当時八歳、後の貞隆)を岩城家の養子として入嗣することで決着した。これにより、磐城の実質的支配権は佐竹家に移り、能化丸の後見人として佐竹又七郎義憲が磐城を支配した。したがって、この検地は佐竹義重と石田三成の権力のもとに行われたのである。また、この検地を元に、翌文禄五年(慶長元年)に家臣の村替を行った。

この検地帳は、当地域で最も古い検地帳である。



上平文書 一八通

(附) 三通

指定 昭和六十三年三月二十五日

所在地 いわき市平字揚土

所有者 個人

室町時代(十六世紀)

上平文書は、小川町二ツ箭権現別当光明寺住持であった上平家に伝来する修験道年中行事職に関する文書群である。室町時代末期の岩城氏に関するもの、江戸時代初期の鳥居氏家臣に関するもの、修験宗のライバルであった越田和家に関するもの、光明寺開山・縁起類などから成る総数一八通、附三通の一紙文書である。

磐城地方の中世末期には、上平光明寺(磐城郡・越田和大宝院・磐前郡・植田淨月院(菊田郡)及び宮林来泉寺(楡葉郡)の四ヶ寺が、修験宗本山派の寺院として、各郡内に霞の領有権を主張して広く活動していた。

寛文七年(一六六七)の『上平光明寺開山覚』(内藤家平藩役所提出文書)によると、光明寺は治安三年(一〇二三)清賢法印が開山し、熊野光明寺善生院と称した。岩城の大先達で二ツ箭権現を国峯とする登山修験が目的で、五穀豊穰、大漁満足、商売繁昌を利益とし、湯殿権現と団体で民衆に広く信仰されていた。

岩城隆忠避伏写(文安三年)、岩城親隆(虎山)判物写(文明五年)、岩城常隆(可山)・岩城常隆(鏡山)判物写書状に混じって直筆書状でない岩城由隆判物(永正八年)などのような偽文書もある。当時の歴史の背景を知る上できわめて有効な証拠文書となり、特に越田和大宝院とは長期にわたって山伏支配の領有権をめぐって争ったので、論争に勝訴するために偽文書が作られるという事実があった。中世末期から江戸初期における修験宗活動の実態を解明する上で重要である。越田和文書(市指定)とともに修験宗関係文書として双璧をなしている。